行政書士業務委託契約書

○○株式会社（以下「甲」という。）と行政書士✕✕（以下「乙」という。）は、本日、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結した。

第１条

甲は、乙に対し、乙が設立した会社が行う事業に必要な建設業免許の取得業務及び当該免許取得に付帯する業務 (以下「本件業務」という。)を委託し、乙はこれを受託する。

2　甲は、乙の求めに応じて、本件業務遂行に必要な書類や情報の提供を行わなければならない。

3　乙は、本件業務を、善良な管理者の注意義務を持って遂行する。

第２条

本件業務の契約期間は、本日から令和〇年〇月〇日までとする。ただし、期間中に本件業務が完了しないことにやむを得ない事情がある場合、甲及び乙は、協議により当該期間を延長することができる。

第３条

甲は乙に対し、本件業務にかかる報酬として、金〇円を支払う。

2　前項の支払は以下のとおりとする。支払は甲が乙に直接手渡して行う。

①　本契約締結後直ちに金〇円

②　本件業務終了後1ヶ月以内に残額金〇円

3　本件業務において乙が負担あるいは立替えた費用がある場合は、業務終了後に乙から甲へ明細を提示して請求し、甲は前項の支払と合わせて当該費用を支払うものとする。

4　乙は必要に応じて、本件業務遂行中であっても明細を提示して前項の費用の支払を甲に請求することができ、甲は受領証と引き換えに、乙に当該費用を支払うものとする。

第４条

乙は、本件業務に関して得られた、個人情報を含む一切の情報につき、本契約の目的の範囲内のみで使用し、甲の事前の書面による承認がない限り、第三者に開示・漏洩してはならない。

2　前項の規定は、本契約終了後もなお効力を生ずる。

第５条

乙は、甲の本件業務の全部または一部を、甲の事前の書面による承諾を得て、第三者に再委託することができる。

第６条

乙は、甲に対し、適宜本件業務の進捗状況を報告するものとする。

第７条

甲は、第2条記載の期間に乙が正当な事由なく本件業務を履行せず、かつ、甲が相当の期間を定めてその履行を催告したにもかかわらず、なおも履行しない場合には、本契約を解除できる。

2　甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると合理的に認められる場合には、何らの通知をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。

⑴　相手方が本契約の履行に関し、不正の行為をしたとき

⑵　相手方が本契約の規定の一に違反したとき

第８条

甲及び乙は、前条の場合及び本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、その損害の賠償を請求することができる。

第９条

本契約に定めなき事項または本契約の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙間において真摯に協議するものとする。

第１０条

本契約に関する裁判上については、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通又は本書の電磁的記録を作成し、甲乙記名押印若しくは署名又は電子署名のうえ、各自保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　住所

　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　住所

　　　　　　　　　　　　　事務所名及び行政書士名　　　　　　　　印